

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について

1. 概要

- 現行の職業安定法では、原則として職業紹介事業と他業との兼業は禁止されていないが、銀行法では、銀行等が「銀行業に付随する業務」等を除き、兼業が禁止されている。（銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条）
- 今般、金融庁の所管する「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、銀行業に付随する業務の例示として「人材紹介業務」が追記され、銀行が職業紹介事業を行うことができる旨明確化された。

2. 銀行業及び職業紹介事業における留意点及び適正な事業運営の確保

（1）銀行業及び職業紹介事業における留意点

- 銀行法及び銀行法施行規則において、付随業務を兼業する場合に、銀行としての優越的な地位を濫用することが禁止されていること。
（銀行法第 13 条の 3、銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3）
- 職業安定法に基づく指針において、職業紹介事業者が事業主に対し、退職勧奨を行うよう積極的に働きかけること等が不適切であるとされていること。

（2）厚生労働省及び金融庁における対応

- 銀行が職業紹介事業の許可申請を行った場合、厚生労働省から許可証を交付する際に別紙 1 及び別紙 2 を手交し、上記の留意点に係る注意喚起を行う。
- 銀行が職業紹介事業を行う場合において、上記の留意点に係る不適切な行為の可能性のある旨の情報が厚生労働省又は金融庁に寄せられた場合は、厚生労働省及び金融庁で情報共有を図りつつ、適切に指導監督を実施する。

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>V-3-2 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 銀行が、<u>従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵</p>	<p>【本編】</p> <p>V-3-2 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 銀行が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p><u>(注3) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅲ－３－３－３－２参照）。</p> <p>（２）～（４）（略）</p>	<p>金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅲ－３－３－３－２参照）。</p> <p>（２）～（４）（略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４－２ 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（１）銀行が、<u>従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>（注１）これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせずに単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>（注２）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等順守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>（注）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務等の実施に当たっては、</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ－４－２ 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（１）銀行が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>（注１）これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせずに単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>（注２）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p><u>（注３）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等順守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>（注）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務等の実施に当たっては、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>② コンサルティング業務等により提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅱ－３－２－３－２参照）。</p> <p>（２）～（４） （略）</p>	<p>金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>② コンサルティング業務等により提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅱ－３－２－３－２参照）。</p> <p>（２）～（４） （略）</p>

銀行業と職業紹介事業を兼業する事業者の皆様へ

銀行法（昭和 2 年法律第 21 号）に基づく銀行業の免許を得て銀行業を行う事業者の方が、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づく許可を受けて職業紹介事業を兼業される場合には、銀行法及び職業安定法の双方に従って適切に事業を行っていただく必要があります。

上記兼業をされるに当たり、特に留意すべき点を以下のとおりお知らせしますので、十分にご確認の上、適切な事業運営を行っていただきますようお願いいたします。

①銀行法に係る事項

銀行法及び銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）（注）、また関係指針（主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）に基づき、人材紹介業務の実施にあたっては、「取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意する」ことが求められております。

（注）銀行法第 13 条の 3 第 3 号及び第 4 号

銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 第 3 号

このような優越的地位の濫用となり得る例としては、以下のような行為が考えられます。

- 融資先企業に対して、債権者としての優越的地位を不当に利用して、職業紹介に応じないことを理由に不利益な取扱いを行うこと。
- 融資先企業に対し、債権者としての優越的地位を不当に利用して、職業紹介による人材の受け入れを迫ることや、職業紹介と併せて人員整理を求めること。
- 融資先の個人に対して、債権者としての優越的地位を不当に利用して、職業紹介に応じないことを理由に不利益な取扱いを行うこと。

②職業安定法に関する指針に係る事項

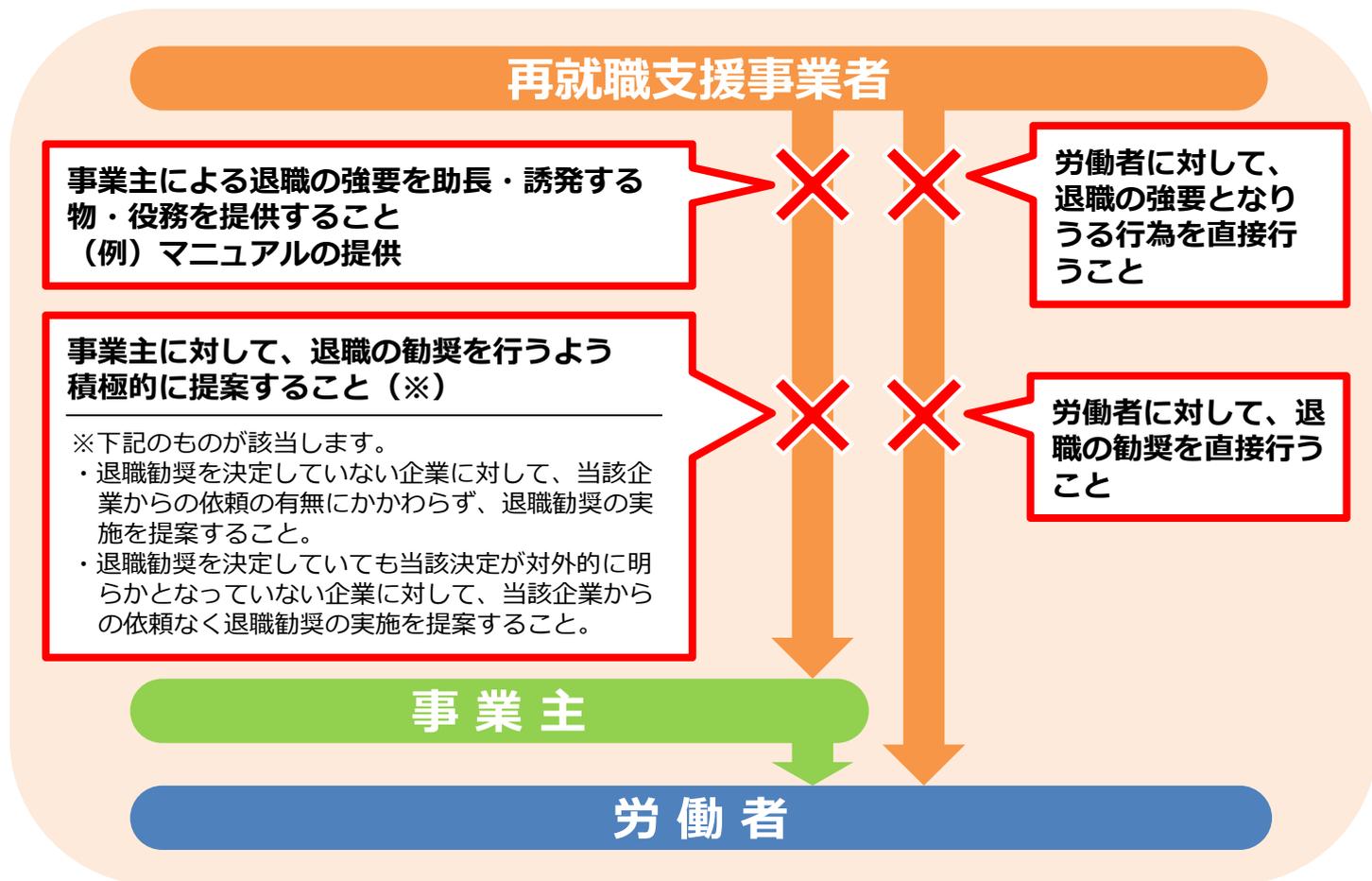
職業安定法に基づく指針において、職業紹介事業者が、雇用主の雇用する労働者に対して直接退職の強要や退職勧奨を行うこと、雇用主に対して退職の強要や勧奨を積極的に提案すること等は不適切とされています。詳細については、別紙のリーフレットをご確認ください。

このような指針違反となり得る例としては、以下のような行為が考えられます。

- 雇用主に対し、人員整理を勧奨するとともに、当該労働者に対し職業紹介の役務の提供を行うこと。

再就職支援事業を行っている職業紹介事業者の皆さまへ
 ～厚生労働大臣の定める指針が改正されました～

以下のような行為は、改正された指針において、
労働者の権利の違法な侵害に関わる
許されないもの、または適当でないものとされています。



再就職支援事業とは

再就職支援事業とは、職業紹介事業者が事業主の依頼に応じ、その事業主が雇用する労働者に対して再就職支援を行う職業紹介事業です。

再就職支援事業者が守るべき指針

再就職支援事業者は、リストラにより離職を余儀なくされる労働者などの円滑な再就職を支援することが使命であり、**積極的に退職者を作り出すようなことは職業紹介事業の趣旨に反します**。これらのことを踏まえ、再就職支援事業者が適切に対処するのに必要な事項を明確にするため、厚生労働大臣の定める指針(※)が改正され、上図の内容が追加されました(平成28年6月1日付け告示)。

(※)「職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針」

（業務の範囲）

第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
- 二 資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

- 一 債務の保証又は手形の引受け
- 二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
- 三 有価証券の貸付け
- 四～十九（略）

第十一条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）
- 三 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
- 四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

第十二条 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

銀行法（昭和五十六年六月一日法律第五十九号）（抄）

（銀行の業務に係る禁止行為）

第十三条の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為（第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
- 二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- 三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

銀行法施行規則（昭和五十七年三月三十一日大蔵省令第十号）（抄）

（銀行の業務に係る禁止行為）

第十四条の十一の三 法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）
- 三 顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為